

価格の算定方法の変更点に係る新旧対照表

今 回	前 回
2 価格の算定方法 (1) 略 (2) (1) 以外の医薬品である既収載医薬品 ① 「平成 2 5 年度病傷給付適正化のための家畜診療実態調査」 (平成 2 5 年 6 月 2 4 日付け 2 5 経営第 8 8 6 号農林水産省経営局保険監理官通知)における医薬品購入実態調査(以下「医薬品調査」という。)の結果を基礎として、以下の算式により算定された価格を薬価とする。 $\left[\begin{array}{l} \text{当該既収載医薬品の診療施設における} \\ \text{薬価算定単位当たりの平均的購入価格} \\ \text{(税込購入価格の加重平均値)} \end{array} \right] + \text{調整幅}$ 調整幅：改定前薬価の 2 / 1 0 0 に相当する額 ② ただし、次に掲げる医薬品については、当該各項目に掲げる価格を薬価とする。 i ①の算式による算定値が、購入価格の 9 0 % バルクライン価格^(※)の 9 0 / 1 0 0 に相当する額を下回る医薬品 購入価格の 9 0 % バルクライン価格の 9 0 / 1 0 0 に相当する価格とする。 (※) 9 0 % バルクライン価格とは、医薬品調査の結果に基づいて、販売価格の安い方から順に並べて 9 0 % 目に相当する量に対応する価格をいう。 ii・iii 略 (注 1) 略	2 価格の算定方法 (1) 略 (2) (1) 以外の医薬品である既収載医薬品 ① 「平成 2 3 年度病傷給付適正化のための家畜診療実態調査」 (平成 2 3 年 7 月 1 1 日付け 2 3 経営第 1 1 8 7 号農林水産省経営局保険監理官通知)における医薬品購入実態調査(以下「医薬品調査」という。)の結果を基礎として、以下の算式により算定された価格を薬価とする。 $\left[\begin{array}{l} \text{当該既収載医薬品の診療施設における} \\ \text{薬価算定単位当たりの平均的購入価格} \\ \text{(税込購入価格の加重平均値)} \end{array} \right] + \text{調整幅}$ 調整幅：改定前薬価の 2 / 1 0 0 に相当する額 ② ただし、次に掲げる医薬品については、当該各項目に掲げる価格を薬価とする。 i ①の算式による算定値が、購入価格の 9 0 % バルクライン価格^(※)の 9 5 / 1 0 0 に相当する額を下回る医薬品 購入価格の 9 0 % バルクライン価格の 9 5 / 1 0 0 に相当する価格とする。 (※) 9 0 % バルクライン価格とは、医薬品調査の結果に基づいて、販売価格の安い方から順に並べて 9 0 % 目に相当する量に対応する価格をいう。 ii・iii 略 (注 1) 略

(注2) 最類似薬とは、汎用規格^(※1)の類似薬^(※2)のうち、類似薬を定める際に勘案する事項からみて、類似性が最も高いものをいう。

(※1) 汎用規格とは、組成（有効成分又は有効成分の組合せ及びその配合割合をいう。以下同じ。）及び剤形が同一の類似薬の年間購入量（有効成分量を基に計算した年間購入量をいう。）を、規格別に見て、最もその合計量が多い規格をいう。

(※2) 略

(3) 略

(注2) 最類似薬とは、汎用規格^(※1)の類似薬^(※2)のうち、類似薬を定める際に勘案する事項からみて、類似性が最も高いものをいう。

(※1) 汎用規格とは、組成（有効成分又は有効成分の組合せ及びその配合割合をいう。以下同じ。）及び剤形が同一の類似薬の年間購入量を、規格別に見て、最もその合計量が多い規格をいう。

(※2) 略

(3) 略